

# 奈良ノルディックウォーキング倶楽部規約（会 則）

## 第1条（名 称）

この会の名称を以下のとおりとする。

奈良ノルディックウォーキング倶楽部

## 第2条（所在地）

この会（以下：倶楽部）を以下の所在地に置く。

〒631-0846 奈良市平松5丁目11番2号

## 第3条（目 的）

ノルディックウォーキングを通じ健康維持と倶楽部員相互の親睦を深める事を目的とする。

## 第4条（活動場所）

- 1 定例会を「なら公園会場」、「うまみ丘陵公園会場」、「かぐやま会場」、「いかるが会場」、「あすか会場」、「平城京会場」と奈良県下6ヶ所で月に8回とする。
- 2 状況により倶楽部運営会議の過半数の合意で会場の変更・新設・廃止することができる。
- 3 会場の変更・新設・廃止をする場合、代表は会場およびHPなどで全倶楽部員への説明及び伝達に努める責任がある。

## 第5条（活動内容）

- 1 定例会を実施し、ノルディックウォーキングを通じ、倶楽部員の健康維持と倶楽部員相互の親睦を深める。
- 2 定例会以外のイベントを出来る範囲で実施し、活性化を図る。
- 3 特定非営利活動法人 日本ノルディックウォーキング協会（略JNWA）が指導するノルディックウォーキングを実施する。

## 第6条（入 会）

- 1 倶楽部員の入会については特に条件を定めない。
- 2 倶楽部員として入会しようとする者は別に定める入会申込書により申し込むものとする。
- 3 代表は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表は入会希望者の入会を認めないときは、倶楽部運営会議の過半数合意を得た上、速やかに、その理由を入会希望の本人に通知しなければならない。

## 第7条（会 費）

- 1 倶楽部員は年度毎に別に定める年会費を納入しなければならない。
- 2 入会希望者は別に定める入会金及び年会費を納入しなければならない。
- 3 入会金及び年会費の金額の制定・改定は、倶楽部運営会議で審議・決定するものとする。

- 4 入会金及び年会費の金額の制定・改定を行った時は、速やかに各会場及びホームページで告知し、周知に努める。

#### 第8条（倶楽部員の資格の喪失）

倶楽部員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 1 本人が退会の意思を倶楽部運営会議メンバーに告げたとき。
- 2 本人と1年以上連絡が取れない又は死亡したとき
- 3 この倶楽部が消滅したとき。
- 4 1年以上年会費を滞納したとき。
- 5 除名されたとき。

#### 第9条（退会・休会）

- 1 倶楽部員は、任意に退会・休会することができる。
- 2 退会は、倶楽部運営会議メンバーに退会を申し出て退会の意思が確認できたとき。
- 3 休会は別に定める休会届を提出する事で継続扱いとし、入会金なしで再入会出来ることとする。

#### 第10条（解任及び除名）

倶楽部運営会議メンバー・倶楽部員が次の各号に該当するに至ったときは、倶楽部運営会議の過半数の合意を得た上、これを解任及び除名することができる。

- 1 この会則等に違反したとき。
- 2 この倶楽部の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

#### 第11条（抛出金品の不返還）

既納の入会金、年会費、その他の抛出金品は、返還しない。

#### 第12条（倶楽部運営会議の構成）

- 1 倶楽部運営会議は次に掲げる役職と員数で構成される。

代表	1人
副代表	1人以上の必要人数
会計	1人
各定例会・会場長	各1人
各定例会・副会場長	各1人
特別職	必要人数（会長、会計補佐、企画、広報など）
- 2 代表、副代表、会計及び特別職と各定例会場の会場長・副会場長とは兼任することができるものとする。
- 3 倶楽部運営会議の内容を監査するために監事を2名選任する。
- 4 特別職については、必要に応じて倶楽部運営会議で審議し、設定できるものとする。

### 第13条（倶楽部運営会議メンバー及び監事の選任等）

- 1 代表は倶楽部運営会議メンバーの互選とし、副代表、会計、会場長、副会場長及び特別職は倶楽部運営会議で審議・決定し、その構成については当該年度の初期に倶楽部員に周知するものとする。  
但し、期中に構成内容の変更が必要になった場合は、倶楽部運営会議で審議して変更を決定することができるものとする。
- 2 監事は倶楽部運営会議メンバーを除く倶楽部員から倶楽部運営会議で選任し、倶楽部運営会議メンバーと共に倶楽部員に告知するものとする。

### 第14条（倶楽部運営会議メンバー及び監事の職務）

- 1 代表は、この倶楽部を代表し、その業務を総理する。
- 2 副代表は、代表を補佐する。
- 3 倶楽部運営会議メンバーは、倶楽部運営会議を構成し、この会則に基づき、この倶楽部の運営を執行する。
- 4 会計及び会計補佐は、活動に必要な資金・資産について適正に管理を行い、定期的に監事の監査を受けるものとする。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) この倶楽部の財産の状況を監査すること。
  - (2) 監査の結果、不正の行為又は会則に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを倶楽部運営会議及び総会に報告すること。
  - (3) 前号を総会で報告する必要がある場合には、総会を招集することが出来る。
- 6 会長は正副代表、会計、特別職に指導及び助言が出来る。
- 7 会場長及び副会場長について
  - (1) 会場長は、倶楽部運営会議メンバーの助言を得て定例会場の運営を統括する。
  - (2) 雨天などの時に定例会の開催の可否を倶楽部運営会議メンバーの助言を得て決定する。
  - (3) 開催当日の定例会運営に必要な体操、グループ分け、コース設定などの指示を行う。
  - (4) 副会場長は会場長の会場運営を補佐する。

### 第15条（任期等）

- 1 代表の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。
- 2 代表以外の倶楽部運営会議メンバーの任期は、1期2年とし、再任を妨げない。
- 3 特別職には任期を設けない。

### 第16条（報酬等）

- 1 倶楽部運営会議メンバー及び監事は、無報酬とする。
- 2 倶楽部運営会議などの会議で必要に応じて飲食物・交通費を提供できるものとする。
- 3 特別イベントの事前調査の交通費などの活動費は提供できるものとする。

### 第17条（総会議決）

総会は、倶楽部員をもって構成し、以下の事項について議決する。

- 1 倶楽部運営会議で決議が必要となった事項
- 2 監事が決議を必要とした事項
- 3 倶楽部員の3分の1以上が決議を要求した事項

#### 第18条（総会・倶楽部運営会議の開催）

- 1 総会は下記の事項時に開催する。
  - (1) 倶楽部運営会議で開催が必要と決議された場合
  - (2) 第14条-5(3)の該当事象で監事が必要と認めた場合
  - (3) 倶楽部員の3分の1以上の開催要望がある場合
- 2 倶楽部運営会議は、必要に応じて随時開催する。

倶楽部員であれば、自由に倶楽部運営会議に参加し、意見を述べるができることとする。  
但し、議決権はないものとする。

#### 第19条（定足数）

- 1 総会は、出席者と書面投票者数の合計が、倶楽部員総数の2分の1以上で成立するものとする。
- 2 倶楽部運営会議は、メンバーの3分の2以上の出席で成立するものとする。

#### 第20条（議決）

- 1 総会における議決事項は、あらかじめ通知した事項とする。
- 2 総会に出席できない場合、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決できることとする。
- 3 総会の議事は、出席者票と書面投票の可否合計が総票数の2分の1以上をもって決し、可否同数のときは、代表が決するところによる。
- 4 動議は代表の裁量で判断し、議決事項に加え表決できる。
- 5 総会における議長は代表が勤め、書記は代表が指名し、記録書面は監事の承認を必要とする。

但し、全体を撮らえた切れ目のない映像で記録した場合はこの限りでない。

#### 第21条（資産の構成）

この倶楽部の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- 1 財産目録に記載された資産
- 2 入会金及び年会費
- 3 寄付金品
- 4 保有財産から生じる収入
- 5 倶楽部運営に伴う収入
- 6 その他の収入

#### 第22条（借入金の禁止）

- 1 運営費は第21条の収入範囲内とし、一切の借入金を発生させない。
- 2 多年度にわたる割賦（リース・レンタル等含む）も借入金とする。

## 第23条（個人情報保護）

- 1 倶楽部員の氏名・住所・電話番号・生年月日・性別・メールアドレス他個人情報と思われるものは十分に漏洩に配慮し、管理するものとする。
- 2 個人情報の書面は機密保管し、代表が承認した倶楽部運営会議メンバーのみ閲覧と複製が出来る。
- 3 倶楽部員の個人情報は倶楽部運営以外には利用しない。
- 4 記録目的に撮影した写真について、ネット上に掲載する場合があるため、承諾しない者は申し出を必要とする。

## 第24条（細則）

- 1 この会則の施行について必要な細則は、倶楽部運営会議の審議・議決でこれを定めることが出来ることとする。  
但し、細則を制定した場合は、ホームページなどを通じ倶楽部員に告知するものとする。

## 第25条（設立年月日）

本倶楽部の設立年月日は、平成30年10月1日とする。

## 第26条（規約施行日）

本規約（部会則）は、平成30年10月 1日より施行とする。

本規約（部会則）は、平成31年 2月17日より施行とする。（改定）

本規約（部会則）は、令和3年4月1日より、本改定版を施行とする。

本規約（会則）は、令和6年 7月1日より、本改定版を施行とする。（改定）

## 附 則

- 1 倶楽部運営会議メンバーは、別紙に掲げる者とする。
- 2 この倶楽部の入会金、年会費及び体験参加料は、次に掲げる額とする。  
入会金及び年会費については、振り込みとし、現金での授受は行わない。  
振込手数料は倶楽部負担とする。  
但し、体験参加料は、現金とし、参加当日に支払こと。
  - (1) 入会金 500円
  - (2) 年会費 2,000円  
(10月1日以降入会の場合は、半年分の1,000円とする)
  - (3) 体験参加料 300円
  - (4) レンタルポール業務に関しては「ノルディックさかえ」へ一任とする。
- 3 クラブ専用携帯電話に関して
  - (1) 機器及び通信代金は会費から支払う。
  - (2) 当クラブでの法人契約条件を満たさない為、倶楽部運営会メンバーの個人名義で契約する。
  - (3) 契約者が代わる場合は名義変更をする。